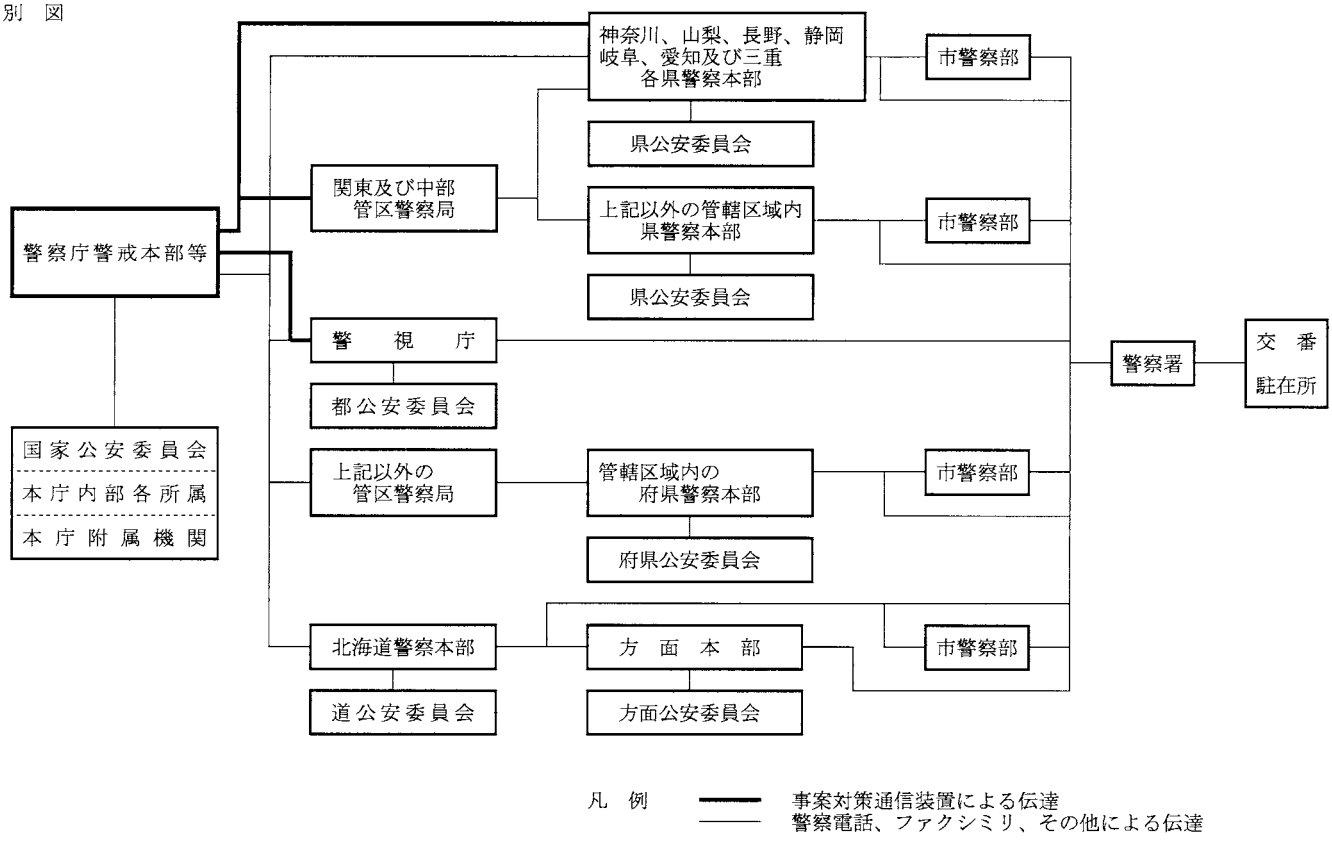
別　図



国　家　試　験

税理士試験公告

平成24年度（第62回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月９日

国税審議会会長　井堀　利宏

一　試験日時及び試験科目

税理士試験は、次の要領で行う。

平成24年７月31日（火）

午前９時から同11時まで　簿記論

午後０時30分から同２時30分まで　財務諸表論

午後３時30分から同５時30分まで　消費税法又は酒税法

平成24年８月１日（水）

午前９時から同11時まで　法人税法

正午から午後２時まで　相続税法

午後３時から同５時まで　所得税法

平成24年８月２日（木）

午前９時から同11時まで　固定資産税

正午から午後２時まで　国税徴収法

午後３時から同５時まで　住民税又は事業税

（注）１　解答に当たり適用すべき法令等は、平成24年４月９日（月）現在施行のものとする。

２　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。

二　受験地

別表の「受験地」欄に掲げる都道府県

三　受験手続

１　受験案内及び申込用紙の交付

(1)　交付期間　平成24年４月19日（木）から同年５月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時まで）

ただし、郵便で申込用紙等を請求する場合は、平成24年５月14日（月）までに、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（Ａ４判大）を同封して、１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号・宛先を明記し、140円分の切手を貼ること。

(2)　交付場所　別表に掲げる各国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）

２　受験申込みの受付

(1)　受付期間　平成24年５月15日（火）から同年５月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（注）１　国税局等の窓口へ持参する場合は午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に持参すること。

２　郵便で受験申込みを行う場合は、申込書類が完備しており、かつ、平成24年５月25日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、平成24年５月25日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士受験」と赤書の上、必ず書留又は簡易書留で送付すること。